

別表 2

【非住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

評価対象床面積 の合計	建築物の用途区分			
	区分 A		区分 B	
	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法
～300 m ² 未満	198,000	88,000	110,000	44,000
300 m ² 以上 ～1,000 m ² 未満	242,000	121,000	143,000	66,000
1,000 m ² 以上 ～2,000 m ² 未満	302,500	159,500	187,000	82,500
2,000 m ² 以上 ～5,000 m ² 未満	363,000	198,000	231,000	99,000
5,000 m ² 以上 ～10,000 m ² 未満	495,000	242,000	308,000	132,000
10,000 m ² 以上 ～25,000 m ² 未満	605,000	374,000	407,000	176,000
25,000 m ² 以上	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積

(1) 建築物の用途区分欄における区分 A 及び区分 B は別表 3 による。ただし、一つの申請範囲に複数の用途がある場合は、以下のとおりとする。

- ① 一つでも区分 A の用途を含む場合は区分 A を適用
- ② 区分 B の用途のみの場合は区分 B を適用

(2) 変更申請等については以下とする。

- ① 計画変更申請料金は、別表 2 の評価料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は別表 2 の評価料金とする。なお、直前の評価書を他の評価機関で交付している場合は、第 6 条第 1 項の規定により、新規に提出があったものとして取り扱う。

イ 当初の評価方法から他の評価方法に変更する場合

ロ 区分 B の用途のみから区分 A の用途を含む用途に変更する場合

- ② 計算に係らない申請者等の概要、建築物の所在地、建築物の名称の計画変更申請料金は、5,500 円（税込）とする。

(3) 別表 2 の評価対象面積は、申請範囲の面積とし、その算定方法は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき行う。

(4) この法人における適合性判定と同時に申請する場合、この法人が交付した適合判定通知書の写し又は軽微変更該当証明書の写しを活用する場合の評価料金は、44,000 円（税込）とする。

別表 3

【建築物の用途区分】

区分	B E L S 評価の対象となる建築物の建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別紙の表の用途の区分	用途区分コード
区分 A	区分 B 以外の用途及びこれらを含む複数用途	
区分 B	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

（１）上記表には、状況により適用が除外される用途も含まれる。

（２）建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別紙の表の用途の区分が「その他 08990」の場合は、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次のとおり区分を適用する。

区分	モデル建物法を適用する場合に利用するモデル
区分 A	工場モデル以外
区分 B	工場モデル

別表 4

【住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

建築物の種類		単独申請	併願申請
一戸建ての住宅		36,300	左記料金の2分の1
共同住宅等	住戸評価	基本料金＋戸あたり料金 ×対象住戸数 基本料金：132,000 戸あたり料金： 3,300	左記料金の2分の1
	住棟評価	基本料金＋戸あたり料金 ×対象住戸数＋共用部料金 基本料金：132,000 戸あたり料金： 3,300 共用部料金：132,000	左記料金の2分の1

- (1) 一戸建ての住宅の構造が木造以外の場合は、22,000 円（税込）を加算する。
- (2) 併願申請とは、この法人が交付する次に掲げるいずれかの書類を活用し、当該評価基準が求める性能値を確認することが出来る場合をいう。
- ① 設計住宅性能評価書
 - ② 長期使用構造等である旨の確認書
 - ③ 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書
- (3) 共同住宅等において、2 住戸以下の評価を行う場合は、一戸建ての住宅の単独申請料金に戸数を乗じた額とする。計画変更申請については、前述の 0.5 を乗じた額とする。
- (4) 共同住宅等の住棟評価において、共用部の評価を行う必要がない場合（長屋、共用部省略等）は、共用部料金を加算しない。
- (5) 寄宿舍又は下宿は、別表 4 の共同住宅等の料金を適用し、戸あたりの算出は、3 寝室を 1 戸（切り上げた整数とする）とする。
- (6) 共同住宅等は、住戸評価書発行事務料金として、戸あたり 1,100 円(税込)を加算する。なお、計画変更申請も同様とする。
- (7) 変更申請等については、以下とする。
- ① 計画変更申請料金は、別表 4 の評価料金の単独申請の料金に 0.5 を乗じた額とする。なお、直前の評価書を他の評価機関で交付している場合は、第 6 条第 1 項の

規定により、新規に提出があったとして取り扱う。

- ② 計算に係らない申請者等の概要、建築物の所在地、建築物の名称の計画変更申請料金は、評価書一通につき 5,500 円（税込）とする。
- ③ 共同住宅等の住戸評価において、一部の住戸のみ計画変更申請する場合は、基本料金の 2 分の 1 + 戸あたり × 3,300 円（税込）とする。ただし、料金は単独申請の 2 分の 1 を上限とする。
- ④ 共同住宅等において、共用部のみ計画変更申請する場合は、基本料金の 2 分の 1 とする。

別表 2、別表 4 共通事項

- （1）評価を効率的に実施できる場合は、効率の度合いに応じ、評価料金を減額することができる。
- （2）第 10 条第 4 項に定める評価書の再交付の料金は、1 通につき 5,500 円（税込）とする。
- （3）第 11 条第 1 項におけるプレート等の交付を行う場合の料金は、プレート等の製作に係る費用の実費相当額に、発注に係る事務費用として 3,300 円（税込）を加えた額とする。
- （4）電子交付された評価書を紙面でも交付する場合の料金は、1 通につき 5,500 円（税込）とする。共同住宅等の住戸評価書を交付の場合は、住戸数を乗じる。
- （5）紙面の評価書の送付依頼がある場合は、1 件につき 1,100 円（税込）とする。